

社会学的薬物使用研究における新たなパースペクティヴ

—薬物使用に対する社会的介入をめぐる、近年の「変動」を理解するために—

比較教育社会学コース 平井秀幸

A new perspective for sociological analysis on drug use:
To understand recent 'transition' over social-intervention in drug use

Hideyuki HIRAI

Recent tendency of intervention in drug use is said to have been in some transition. This paper is a tentative trial to give an perspective which can analyze this transition.

Firstly, I try to review some studies about drug use and point out their peculiarities and problems. Secondly, I re-examine labeling-interactionist perspective, giving shape to our own perspective. Finally, from sociological view, I specify our perspective deliberately.

目次

- 1 問題関心
- 2 社会学的研究
 - A 非行原因論
 - B 実態調査
 - C ラベリング・相互作用論
- 3 関連諸科学の薬物使用研究
 - A 刑事政策学的研究
 - B 精神医学的研究
 - C 社会福祉論的研究
- 4 先行研究の小括と新たなパースペクティヴに向けての条件設定
- 5 ラベリング・相互作用論の再検討
 - A ラベリング・相互作用論の可能性
 - B Conrad, P. & J. W. Schneider 『逸脱と医療化』の検討
- 6 「作法」としての「反-パースペクティヴ」

1 問題関心

現代日本において、薬物使用を取り巻く状況は大きな「変動」期にさしかかっていると思われる。

元内閣総理大臣で、2003年の時点で麻薬覚せい剤乱用防止対策推進議員連盟会長の任にあった橋本龍太郎

によれば、現在我が国は「第三次覚せい剤乱用期」に突入しており、薬物とは、「テロ」と同様の危機感をもって戦わなければならない「敵」とであるとされている(橋本 2003: xi-xiii)。公式犯罪統計による検挙人員数を見る限りでは、今次の乱用期において突出した増加が見られるとは言えないが、近年における覚せい剤犯罪の代名詞的存在となった「田代まさし事件」をはじめとする芸能人・有名人の相次ぐ薬物使用や、凶悪事件・少年事件の被告の薬物使用歴をめぐる過熱報道など、薬物使用の実態をめぐる危機感と関心の高さは、我々の日常生活においても実感することができよう。

しかし、ここで注目したいのは、そうした薬物使用の行為実態(action)の水準における変動ではない。振り返れば、我が国は、終戦以来 action 水準の問題化がなされ続けてきた歴史を有しているものであり、そうした action(薬物使用)の実態解明を志す幾多の試みも蓄積されてきた¹⁾。その意味では、戦後まもなくの「ヒロポン禍」、60年代の「ヘロイン」「睡眠剤」「鎮痛剤」問題、70年代からの覚せい剤と有機溶剤の一般化、90年代以降の多剤化傾向など、現象構造(使用薬物・使用者層・購入/使用形態など)は目まぐるしく変化しつつも、action そのものは何らかの形で常に存在し続けてきたのである。

むしろ、変動として確認すべきなのは、そうした action に対する reaction のあり方、つまり社会的介入

のあり方についての今日的展開であろう。従来、わが国における薬物使用に対する社会的介入は、戦後一貫して「一次予防中心主義」「厳罰主義」などと形容されてきた²⁾。それは、厳罰的な法規の設定による威嚇的予防、国民総体に対する啓発／啓蒙活動により、「人々をいかにして薬物使用へと至らせないか」という視点に焦点化した介入がなされてきた、ということだろう。言い換えれば、「人々が薬物を使用していない状態から使用している状態に至る過程(過程A)」への社会的介入に集中的な眼差しを振り向ける「介入／予防」的取組みである。

しかし、こうした reaction 水準において、近年、「介入／予防」とは別の取組み、すなわち「人々が薬物を使用している状態から使用していない状態に至る過程(過程B)」に対する社会的介入である、「介入／処遇」への眼差しが上昇していると思われる。1998年に次世紀の基本戦略として発出された「薬物乱用防止五か年戦略」(薬物乱用対策推進本部 1998)では、従来型の薬物の徹底取締り・国民的啓発／啓蒙活動の強化路線と並んで、「薬物使用者に対するアフターケアの強化」が主要目標としてうたわれているが、こうした政策レベルでの動きに呼応するように、監獄における矯正処遇改革・医療／精神保健的措置の強化・福祉的ケアの拡充など、一度薬物使用に至ってしまった者に対する事後的な「介入／処遇」の試みが、社会的介入の実践現場においても、徐々に施行されている³⁾。加えて特筆すべきなのは、政策レベルで前景化した「介入／処遇」が、そのための方法論として、「介入／処遇」に関与する諸機関の「ネットワーク／連携」を称揚している点であろう。先述した「薬物乱用防止五か年戦略」や、それに続く「薬物乱用防止新五か年戦略」(薬物乱用対策推進本部 2003a)においても、「介入／処遇」に携わる関係各機関が有機的に連携しながら薬物使用者への援助にあたる事が奨励されているし、実践の現場においても、他機関との「ネットワーク／連携」を重視した「介入／処遇」が急速に整備されつつある⁴⁾。

このように、「ネットワーク／連携」を主要方法論とした「介入／処遇」の相対的上昇、という今日的展開は、戦後一貫して「介入／予防」的取組みを重視してきた薬物使用(action)への社会的介入(reaction)構造において、「変動」と呼ぶに相応しい重要性を有していると思われる。しかしながら、以下で詳しく見ていくように、学問領域の別を問わず、こうした reaction 水準の変動を説明的に分析しようとする試みは、極めて少ないというのが実情であろう。本稿では、以上の問題関心の下、

従来の薬物使用研究を概括的にレビューし(2)・(3)、先行研究が有していたパースペクティブの幾つかの特徴と問題点を明らかにした上で、上述の変動を分析射程に包含した新たなるパースペクティブの条件を提示する(4)。その上で、社会学的薬物研究のフロンティアを形成するラベリング・相互作用論のパースペクティブを再検討することを通して、先の条件を社会学的観点から精緻化・具体化する(5)。最初に断っておくと、本稿で行われる作業は、近年の「変動」に対して直接的に説明や考察を加えるものではない。むしろ、そうした課題に社会学的観点から接近するにあたって有効だと思われる、一つの“視角(perspective)”のあり方を、従来の薬物使用研究とは異なる形で示唆することを狙いとしているのである。

2 社会学的研究

A 非行原因論

従来、社会学の立場からは、薬物使用に関してどのような研究が蓄積されてきたのだろうか。日本におけるこの領域の開拓者の一人である佐藤哲彦(2003)によれば、薬物使用に関する社会学的研究の展開は以下のように記述されている。

わが国における薬物使用の社会学的研究は、数度にわたる覚せい剤の流行が叫ばれながらも、いまだ十分に展開されているとはいいがたい研究領域である。一方、英米においてこの領域は、逸脱研究や社会問題研究において、必ずといっていいほど論じられるトピックの一つとなっている。(佐藤 2003: 83)

また、佐藤(1999)においては、

ドラッグあるいはドラッグ使用者を対象とする社会学的研究は、宗教研究における幻覚剤(アルコール類)への言及(Durkheim, 1912)などを除けば、合衆国のハリソン法(The Harrison Act 1914)による阿片使用の犯罪規定を受け、そのような害悪のあるものをどうして人は使い続けるのか、という問題関心から出発しているといって良いだろう。(佐藤 1999: 84, 下線部は筆者による。以下同様)

とされ、初発の問題関心は、英米を中心とする薬物

使用に関する社会学的「原因論」の探求にあった、ということが指摘されている。

社会学においては、主に犯罪社会学の文脈において、いくつかの非行原因論が蓄積されてきた。犯罪社会学的研究は、20世紀前半のアメリカ合衆国、特にシカゴ学派において開花されたとされるが、非行原因論的研究が加速したのは、主に第二次大戦後のことであろう。瀬川晃(1998)はそうした非行理論を①社会構造アプローチ(緊張理論)②社会過程アプローチ(分化的接触理論等)③社会葛藤アプローチ(闘争理論等)の3つにまとめているが、ここでは、薬物使用研究に限定する形で、その概観を素描してみよう。

Merton, R. K.(1957=1961)は、人々に共通する目標=「文化的目標」(例えばアメリカンドリームを達成して大金持ちになること)と、それを達成するために必要な合法的な手段=「制度的手段」との間で何らかの乖離が生じることを指して、「アノミー」を概念的に精緻化した。彼は、「文化的目標」と「制度的手段」を受容するか拒否するかで、5つの個人的適応の様式を識別し、その中で、「文化的目標」を放棄し、「制度的手段」に対しても拒否的な類型を「逃避」と名づけ、薬物犯罪が起こるのはこの「逃避」類型においてであることを理論的に導いた。Cloward, R. A. & L. E. Ohlin(1961)は、Mertonのアノミー論とCohen, A.らの非行下位文化論を批判的に統合する形で、「分化的機会構造論」を提唱し、「個人が目標を達成する際に合法的手段を取るか否かは、その者がどの程度非行下位文化に接触し非行を学習する機会を有しているかによって決まる」と論じた。彼らは、非行下位文化を「犯罪的下位文化」と「葛藤の下位文化」、それに「退行的下位文化」の3つに分類し、合法的手段もとれず、反社会的集団にもなじみず、かといって独自の闘争・反抗をもち得ない者に親近的な「退行的下位文化」において、薬物犯罪は生じやすいことを主張している。

一方で、社会過程アプローチや社会葛藤アプローチに属するとされる、「分化的接触理論」「分化的同一視理論」「分化的期待理論」「文化葛藤論」などその他の非行原因論においては、犯罪の一般理論を構築する志向性が強かったこともあり、薬物犯罪に関する個別の原因論自体は退潮していく。しかし、それは薬物犯罪に関する原因論がなくなったのではなく、むしろ、他の犯罪と同様に薬物犯罪を説明することができる包括的理論化が目指されていた、と考えるべきであろう。

そのため、薬物犯罪に関する原因論的探究は、犯罪社会学の理論分野、というよりも、薬物使用・薬物犯

罪に限定して行われる社会実態調査において、それらの一般理論(緊張理論・分化的接触理論・闘争理論など)をあてはめ、検証していく営みの中で肯定/批判的に再生産されていくことになる。

B 実態調査

非行原因論的研究においても、大量のサンプルを有する汎-量的な社会調査によって、非行・逸脱者とされる者の属性等の変数を統計的に解析し、非行・逸脱行動とそれらの変数との関係性を明らかにしようという志向性を持った研究は少なくない。むしろ、先述したように、非行理論の一般理論化が志向される流れにおいては、薬物に限定した形での原因論的追及は、こうした社会調査の形態のもとで、それら一般理論を検証する意図を伴いつつ行われてきた。わが国における薬物使用研究においては、アメリカ犯罪社会学において理論的に構築された非行原因論を追試する目的でなされた社会調査や、その名の通り、薬物使用の動向に関する実態的な把握を第一義的な目的に設定する研究が多数存在する。こうした観点からの薬物使用研究を、ここでは総称的に「実態調査」と位置付けることにする。

言うまでもなく、こうした研究は官庁・政府系研究機関・大学・行政組織の別を問わず、あらゆる領域から提出されてきており、ここで全ての試みを整理・再構成することはできない。代表的なものは『犯罪白書』『警察白書』『青少年白書』といった各種公式統計とその概説であるが、法務総合研究所や科学警察研究所などにおいては、独自の社会調査に基づいて、使用者の属性と様々な社会学変数(家庭環境・仲間集団・社会階層・下位文化等)との相関関係を明らかにする試みが蓄積されている。また、『犯罪社会学研究』『犯罪と非行』『警察学論集』といった各種の学術/実務雑誌においても、こうした「実態調査」に分類できる量的な社会調査とその社会学的分析が数多く寄せられている。

C ラベリング・相互作用論

逸脱行動論の系譜の中で精緻化されてきたラベリング論と、相互作用によって様々な意味が構成されていくプロセスに注目する相互作用論とは、社会学において密接な関係性を有しながら展開されてきた。ラベリング論の立場から、麻薬犯罪を『被害者なき犯罪』と定式化したことで有名な Schur, E.(1965=1981:11)によれば、ラベリング論と相互作用論は、「他の社会的行動の諸形態と同様に、逸脱行動とは社会的相互作用を通じて学習されるものという基本的認識を」共有する

ものである。

こうしたラベリング・相互作用論による薬物使用研究は、シンボリック相互作用論に依拠しながら、オピオイド使用者に対する質的観察を通して「薬物嗜癖の社会学理論」を定式化した Lindesmith, A. (1947) にさかのぼることができる(佐藤 2003: 83)。Lindesmith にとって問題となったのは、従来の社会学・心理学的原因論が、「同じオピオイド使用者の中で、どうしてある人は嗜癖となり、他の人はならないのか」という問題が説明できない、ということに他ならない。彼はこうした問題に対し、薬物使用者に対するインタビューと分析的帰納(analytic induction)による検討を通して、「薬物使用者が薬物嗜癖となるのは、退薬の苦痛(禁断症状)を『薬物を使用していないために起こる苦痛である』と意味付け、更なる薬物使用によって苦痛を軽減しようとする場合である」とする最終仮説を導くのである。つまり、ここでは禁断症状の経験とその認知のあり方が、嗜癖者とそうでない人を分ける重要な分岐点になる(佐藤 2003: 83-84)。

Lindesmith による薬物使用研究においては、従来の非行原因論から、ラベリング・相互作用論へと展開するその過渡期的様相が見て取れる。つまり、嗜癖の説明理論という観点からは、「なぜ人は嗜癖者となるのか」という問いに答えていく原因論的側面を強く有していたにもかかわらず、導かれる原因論的仮説は、薬物使用者の薬物使用をめぐる相互作用を通して使用に付与される「意味」の構成という観点から導かれたものであり、そこでの Lindesmith のまなざしは原因の解明と同様に、使用者自身の生活世界に対する意味構成のあり方に注がれているのである。

相互作用論的色彩を一層推し進め、使用者の生活世界の解明それ自体を目的においた薬物使用研究の端緒を開いたのは Blumer, H. et al. (1967) であろう。Blumer, H. の理論的スタンスはシンボリック相互作用論に置かれているが、その方法は「自然主義的探究」を重視し、研究対象当事者の経験的世界のあり方にグラデッドに、徹底的にそれを明らかにしていく志向性に貫かれている。Blumer らが明らかにした薬物使用者の生活世界の特徴として、佐藤(2003: 86)は以下の二点に要約している。第一に、薬物使用者の生活世界は「多様性」に彩られており、使用者の類型・使用パターン・薬物使用に対する考え方・使用開始のきっかけ・その後のキャリアなどの点において同質ではないことであり、第二に、それゆえに使用者の生活世界は「流動的」であり、特定の集団に安定して所属したり、固

定的な自己イメージを継続して保有するといったことは稀である、ということである。

こうした相互作用論者の研究に影響を受けた薬物使用研究として、Becker, H. (1963=1978) によるマリファナ使用者に関するラベリング論的研究を挙げることができる。そこでは、使用者の生活世界をシンボリックな意味構成プロセスに注目して描出する、という相互作用論的志向性は共有されたまま、研究の焦点はマリファナ使用者に対する反作用(ラベル貼り)がどのように行われ、そこで「アウトサイダー」という形象・定義がどのように構成されるのか、といった点にシフトしていく。つまり、視点は action 水準の実態に内在した上で、作用(action)から反作用(reaction)へとその問題関心が拡張するのである。Schur (1965=1981) においても、法執行をはじめとする過程 A の reaction (「介入/予防」)に加え、精神医学的治療といった過程 B の reaction (「介入/処遇」)のあり方についても網羅的な記述が展開されている(Schur 1965=1981: 194-203)。しかし、そこでは個々の reaction のあり方を記述的に描写するに留まり、必ずしも精神医学的治療や矯正処遇といった「介入/処遇」が、「介入/処遇」過程総体においてどのような位置付けにあり、それぞれの介入がどのような関係性のもとで「麻薬犯罪」という逸脱カテゴリを構成している/してきたのか、については系統だった分析が展開されているとは言えない⁵⁾。

翻って、我が国においては、1980年代からラベリング・相互作用論の系譜に依拠すると思われる研究群が、薬物使用研究の領域においても蓄積されてきている。郷古英男(1978)は有機溶剤使用に関する法制過程を概観しながら、法規制の強化によって、有機溶剤使用が事犯レベルで消退しなかったことを受け、「毒・劇法違反の名の下に大量の犯罪意識なき犯罪少年を作り出す結果に終わっている」と結論づけ、「被害者なき犯罪」を非犯罪化する必要性を指摘している。田村雅幸(1982)は、覚せい剤の法制過程を詳細にあとづけながら、覚せい剤の法規制(reaction)それ自体が、覚せい剤使用者の行為(action: 使用形態・使用者層・下位文化など)を変化させていったことを明らかにしている。また、鮎川潤(1988)は、社会学的薬物使用研究における、ラベリング論に依拠した研究群をレビューし、マートン流のアノミー論にかかわってラベリング論のパスpekティブを援用する薬物研究が広く注目を受けるようになったと述べ、佐々木光明(1989)は少年の有機溶剤使用に対する法制過程における厳罰化の傾向を、少年司法における保護的性格が、社会防衛的性格へと変

化してくる契機として、有機溶剤使用をめぐる問題に注目している。

現代において、社会学的薬物使用研究の中に、ラベリング・相互作用論は広く受け入れられていると考えてよいだろう。特に、使用者の生活世界を巡る相互作用論的研究(佐藤 1999, 2000, 2003)や薬物使用をめぐる定義のあり方をめぐる構築主義・知識社会学的研究の展開(佐藤 1996,1998, 野口 1996)は、ラベリング・相互作用論の系譜に位置付けられるものであり、同時に現代日本における社会学的薬物使用研究のフロンティアを形成するものでもある。

以上、4つの分類を当てはめることによって、薬物使用に対する従来の社会学的研究を整理してきたが、これらの研究群は、いずれも一つの前提を共有していたと思われる。それは、action 水準における過程 A の実態解明に特化するあまり、それとは逆の方向性、つまり過程 B への関心を共通して欠落させてきた、という点である。

「非行原因論」的アプローチにおいては、「なぜ人は薬物未使用状態から、薬物使用状態へ至るのか」という問題関心に答えることが何よりも重要視されてきたし、「実態調査」的アプローチにおいても、そうした原因論に対する検証の目的の他、「実態として、どのような人々が薬物使用状態に至っているのか」という疑問に応える役割を担ってきた。「ラベリング・相互作用論」的アプローチに関しても同様の指摘が可能である。もちろん、ラベリング・相互作用論は、薬物使用が社会的に構成される側面や、薬物使用者に対するラベル・ステイグマといったシンボルの定義づけの過程、及び薬物使用に対する reaction としての社会的介入のあり方などに注目した点で特筆すべき重要性をもっていたことは看過されるべきではないが、Becker. H.(1963=1978) のマリファナ使用者研究が課題として設定したのが、人々が「ドラッグ使用者になる過程」(佐藤, 2000)であったように、薬物使用という行為が使用者と他者(reactor)との相互作用過程において規定される間主観的なものであるという知見もやはり、「人間が薬物を使用していない状態から薬物を使用するに至るまで(ラベリングされる過程)」の側面、つまり過程 A の実態に注目したものであると言える。

ただし、「ラベリング・相互作用論」的アプローチにおいては、他の3つのアプローチとは異なる志向性が存在していることも、同時に指摘されねばならない。それは、過程 A・過程 B とは異なる次元のプロセス

への視座、すなわち、「人々が薬物を使用し続けている過程(過程 C)」に対する視座を有していたことである。

Lindesmith(1947)らの研究に始まる「ドラッグ使用者研究」の系譜を、佐藤(1999)は、「依存者」研究から「コントロール使用者」研究へ、という形でまとめているが、そこでは、Lindesmith の問題関心として、「使用者の行動を理解し説明しようという目的をもって(佐藤 1999:84)」ことが指摘されている。つまり、「なぜ人が薬物依存になるのか」という視点を保ちながらも、「使用者に対するインタビューや観察をもとに使用者の生活を構成・維持していく要素を捉える(佐藤 1999:84)」ことが、研究の重要な目的として設定されていたのである。さらに、佐藤によれば、その後の社会学的薬物使用研究においては、「薬物を摂取した人間は必ず『依存者』となる」という一つの使用者パターンを前提にしたもの=「依存者」研究から、「使用者の中には、『依存』という状態に陥ることなく、その使用を自らコントロールしながら、使用に伴う何らかのネガティブな影響を避けつつ継続して薬物を使用する」=「コントロール使用者」研究へとその軸足を移動させてきたという。本稿の文脈にひきつけて言えば、こうした研究群は、過程 A へのまなざしを研ぎ澄ます中で、使用者自身の多様な生活世界を描き出し、ドラッグ使用に関わる多様な相互作用を明らかにしながら、過程 C への独特な視点を獲得していったと捉えることができるだろう(図1)。

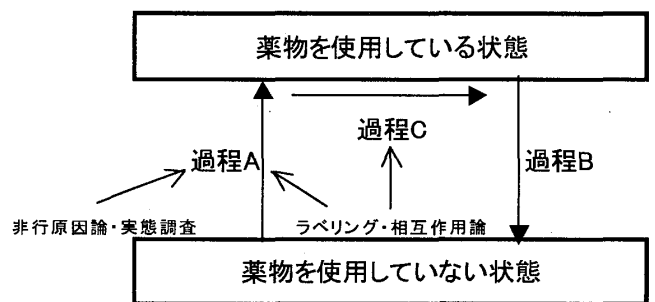


図1 社会学的薬物使用研究のパースペクティブ
注:ただし、ラベリング・相互作用論はreaction水準に対する視点も有している。

3 関連諸科学の薬物使用研究

薬物使用にアプローチする研究は、何も社会学的立場にたつものばかりではない。というよりも、薬物使用研究全体の中からいけば、先の佐藤(2003)の見解に

も現れているように、社会学的研究は周縁的存在に過ぎない。特にわが国においては、社会学以外の諸学問領域において、多くの薬物使用研究が蓄積されてきた。そして、こうした研究群においては、社会学的研究とは異なる関心の下、薬物使用に関する社会的介入(reaction)に注目する試みが蓄積されている。以下では極めて省略をきかせながらも、それらを概観してみよう。

A 刑事政策学的研究

刑事政策学とは、犯罪現象に対する reaction としての取締・予防政策、矯正・処遇政策を科学的に分析する学問であるが、こうした観点から薬物問題にアプローチする研究の中には、過程 A に加え、過程 B における reaction としての社会的介入、つまり「介入／処遇」に対する視点を含んだものが多く見られる。例えば、刑務所・少年院等の行刑施設における薬物事犯者に対する矯正処遇のあり方に関する研究や、保護観察等の更生保護において、薬物事犯関係者に対する保護処遇がどのように行われているのか、といった観点に立つ研究が挙げられよう⁶⁾。また、主に少年司法の領域において、少年鑑別所での薬物使用者に対する鑑別の実態や、試験観察等の中間的措置における薬物使用者への処遇のあり方に関する調査研究などは、過程 B を直接的に視野に入れる刑事政策学的研究といえることができる。

B 精神医学的研究

従来、薬物使用によって重篤な精神症状を呈した者の多くは、精神医療施設において治療的処遇を施されてきた。また、薬物使用者を「病人」と定義する(例えば「薬物依存症者」)立場にたてば、「どのような人々が薬物使用へと至るのか」といった問い(過程 A の実態解明に向けての問い)に答えるための社会調査は、精神医学の観点からの疫学的研究とみなすこともできる。また、薬物使用の際に生じる薬理作用を生理学・薬理行動学的見地から解明する基礎科学的研究も、精神医学と密接な接点を保ちながら展開されてきた。

その中でも、薬物使用に対する reaction に直接的に関わる研究は、主に「予防論」(「介入／予防」)「治療論」(「介入／処遇」)として理解することが可能だろう。特に精神医学における治療論は、主に次の3類型として把握するのが分かりやすい。第一に、実際の臨床場面で行われる薬物使用者に対する治療的処遇のあり方を精査し、より好ましい治療の方途を探索する「臨床精神医学的研究」である。これらの研究においては、実

際に適応される治療技法・技術に応じて、様々な見地からのアプローチが採用されることになる⁷⁾。また、第二に、薬物精神病や薬物依存症からの回復過程において、どのような精神医学的機序が存在するのかについて、主に生物学・生理学的な見地からアプローチする「基礎精神医学的研究」というべき領域が存在する。そして、最後に第三として、主にアルコール臨床の現場において導入され、その後薬物使用者に対する治療・処遇にも適応されつつある、システム論を応用して薬物使用からの回復のあり方を考えていく「システム論的研究」⁸⁾が挙げられよう。いずれの立場からの研究においても、過程 B に対する精神医学的介入のあり方を「治療」という形で対象化し、そのあり方を分析していく視点を内在させていると考えられる。

C 社会福祉論的研究

近年、過程 B に関して、医療・矯正・更生保護の各セクター以外の立場から実務的な「介入／処遇」を行う主体が登場してきている。その代表が、NA に代表されるセルフヘルプ・グループ、DARC に代表されるリハビリ施設などである。また、そうした民間の組織・グループとは異なり、公的な施設として過程 B に対して福祉的な介入を行う主体、例えば精神保健福祉センター・保健所といった機関における関連事業も徐々に整備されつつある。こうした過程 B に新たに関与することになった組織・グループに関する研究は、主に社会福祉論の文脈から提供されている。代表的なものとしては、精神保健福祉センターや民間福祉施設における薬物使用者の家族に対するプログラムのあり方に関する研究⁹⁾、DARC や NA における薬物使用からの回復のあり方に関する研究¹⁰⁾、などがあるが、それらは刑事政策学的アプローチ、精神医学的アプローチの双方とも視点を異にするものとはいえず、過程 B に対する社会的介入を直接的に対象とした研究群であると言いうことができるだろう。

このように、reaction への関心を内在させた研究は、以上の3つの学問領域を中心にして、その問題関心・方法・価値的前提等において相違を孕みながらも、少なからず蓄積されてきたと言いうことができる。ただし、こうした研究群が、社会学的薬物使用研究が重要視してきた領域とは異なる領域を対象に設定し、それぞれ「別個」の立場から reaction としての社会的介入への視点を持ち続けてきたことを、ここでは確認しておきたい。つまり、刑事政策学的アプローチにおいては、「犯罪」としての薬物使用を、精神医学的アプローチに

においては「病氣」としての薬物使用を、そして、社会福祉論的アプローチにおいては、「福祉的ケアの対象」としての薬物使用を、それぞれ研究対象として設定しながらも、総体として社会学的研究において不十分であった薬物使用に対する reaction への視座を含んだ研究として、固有の研究領域を形成してきたのである(図2)。

4 先行研究の小括と新たなパースペクティブに向けての条件設定

以上、社会学および、関連諸科学の薬物使用研究を概観してきたが、こうした研究群の特徴及び問題点として、我々は以下の3点を指摘することができるだろう¹⁰⁾。

- ① 従来の社会学的薬物使用研究においては、様々な角度から薬物使用の社会・文化的メカニズムを解明しようとする試みが蓄積されてきた。しかしそうした取組みは、action 水準において、過程 A、過程 C に包括的にアプローチした反面、過程 B に関しては、十分な解題を試みる事ができなかった。ただし、ラベリング・相互作用論に関しては薬物使用に対する reaction 水準への視座を切り開いた点において、一定の留保と更なる考察が必要である。
- ② 一方、薬物使用に対する社会的介入(reaction)に焦点化する研究は、社会学以外の刑事政策学・精神医学・社会福祉論等の諸学問領域において、蓄積されてきており、特に過程 B に対する社会的介入としての「介入/処遇」に関する解題を試みる研究が多く存在した。しかしここでは、個々の学問分野が独自の視点に基づく研究を重ねたことで、結果として reaction 総体を包括的に扱うパースペクティブは生まれてこなかった。そのため、個々の学問分野が注目する「犯罪予防/矯正」「予防/治療」「福祉的ケア」といった薬物使用に対す

る別々の reaction 相互の関係性に関しては、構造的に接近不可能であった。

- ③ 総じて、reaction 構造の変動過程を時系列的に把握することができなかった。

本稿の初発の問題関心は、冒頭で述べたように「薬物使用に対する社会的介入(reaction)水準における近年の構造変動を射程に含み得るパースペクティブは、いかなるものとして構想し得るか」というべき問いであった。先行研究の特徴と問題点をふまえ、上述の問いを解題するために要請される新たなパースペクティブの条件を整理して提示すれば、以下のようになるだろう。

- ① 薬物使用に対する社会的介入(reaction)のあり方について、様々な社会的介入の現出状況を、「犯罪予防」「精神医学的治療」と言った形で個別的に分析するのではなく、reaction 総体の動向について、分析射程の中で包括的に捉え得るパースペクティブであること。
- ② ただし、reaction 総体を構成する様々な社会的介入の相互関係性(「犯罪予防」と「精神医学的予防」の関係性、「矯正」と「精神医学的治療」の関係性など)を動的に分析し得るパースペクティブであること。
- ③ こうした社会的介入(reaction)の変動過程を時間的に捉えるために、長期・短期にわたる「歴史」的分析枠組みを有したパースペクティブであること。
- ④ ①から③の全てに関して、「介入/予防」と「介入/処遇」の相互関係性を捉えるために、両者を分析的に分節化しながら捉え得るパースペクティブであること。

薬物使用に対する社会的介入構造の変動を説明するためには、言うまでもなく社会的介入のあり方総体を

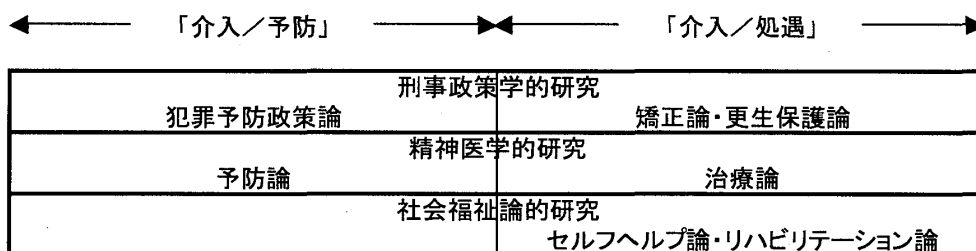


図2 reaction水準における関連諸科学領域のパースペクティブ

分析の対象として俯瞰しなければならない(条件①)。また、分析対象としての reaction 総体に対して、共時的・通時的に動態性をもった分析が必要であろう(条件②・③)。加えて、焦眉の「変動」が「介入／予防」と「介入／処遇」という二つの下位過程をめぐって観察され得るのだとすれば、両者を分析的に分節化し、その相互関係性と「変動」過程を結びつけて把握する必要がある(条件④)。

以下においては、こうした条件を満たすパースペクティブが、社会学の領域においていかなる形で構想可能かについて、留保していたラベリング・相互作用論の可能性と問題点を再び吟味する中で、明らかにしていく。

5 ラベリング・相互作用論の再検討

A ラベリング・相互作用論の可能性

先に、社会学的薬物使用研究の一つのアプローチとして概観したラベリング・相互作用論において、我々は、「action 水準における過程 C に対する眼差しの存在」をその特質として指摘した。しかし、ここで再検討してみたいのは、ラベリング・相互作用論は、逸脱行動としての薬物使用が「逸脱」として定義されていく定義活動そのものを分析の対象に包含し、薬物使用という行為水準(action)から、「薬物使用という現象を我々＝社会がいかなる視座を持って眼差し、介入していくのか」、というもう一つの行為水準(reaction)へとその関心を移行させたアプローチでもある、という点である。そこでは、「介入／予防」「介入／処遇」の全ての社会的介入は action としての薬物使用に対する reaction である以上、理論的に、ラベリング・相互作用論ではそれらの介入活動の“総体”を分析の対象として設定し得ることになる(ラベリング・相互作用論の主要分析対象である“定義づけのプロセス”に関して、「人々が薬物使用者になるまで(過程 A)」で完結するとは限らない。例えば治療や矯正が与えるスティグマが定義づけに与える影響を想起せよ)。

ラベリング・相互作用論においては、過程 C という、薬物使用者が使用者であり続ける過程を視座に組み込んだわけだが、言い換えればそれは、ある意味過程 A・過程 B 全体を包含する、「人々が薬物使用者である全ての過程」と捉えることができよう。だとすれば、action に加えて、それに対する reaction との相互作用を重視するラベリング・相互作用論においては、「人々が薬物使用者である全ての過程 = 過程 C」に対する社会的介入総体を reaction として同定しながら、それらを分析する視座が潜在しているはずである(図 3)。

ここで注目したいのは、その視座の持つ「包括」性である。reaction 水準に注目した社会学以外の諸学問領域においては、各学問領域がそれぞれ独立した前提を分有しながら、固有の問題関心を持って薬物使用にアプローチしたため、薬物使用に対する reaction 総体を包括的に取扱うパースペクティブは看過されてきた。ラベリング・相互作用論は、こうした問題点を克服していく可能性を秘めていると思われる。つまり、先述した新たなパースペクティブの条件①に向けての可能性である。

では、こうした条件①は、ラベリング・相互作用論に基づく実際の研究において、どのような形で具体的に展開され得るのだろうか。また、ラベリング・相互作用論において、条件②・③・④はどのように対処され得る／され得ないのだろうか。次に、ラベリング・相互作用論に基づく一つの社会学的薬物使用研究をとりあげ、こうした条件に関する実際的な検討を通して、議論を明確化していこう。

B Conrad, P. & J. W. Schneider 『逸脱と医療化』の検討

1980年に初版が上梓された Conrad, P. & J. W. Schneider (1992=2003) (以下, C&S と略記) は、ある状態が「逸脱」とであると定義される過程(definition)を経て、さらにはその「逸脱」が特定の帰結を伴ったラベリ化によって、命名／帰属(designation)される過程(例えば、ある「逸脱」と定義された現象が、「病気」「犯罪」

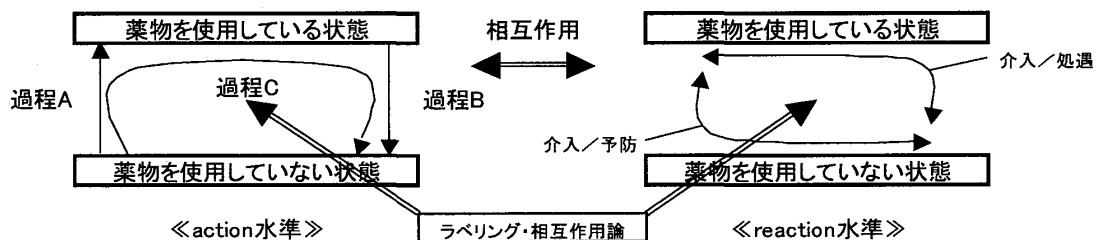


図3 ラベリング・相互作用論のパースペクティブ

「道徳的悪」とラベル化され、特定の帰結(医学的・司法的・道徳的介入)を受けること)に至るプロセス、及びその社会的帰結を、ラベリング・相互作用論の伝統を引き継ぐ逸脱の歴史-社会的構築主義の手法を用いて明らかにした。アメリカ合衆国のオピオイド嗜癖(opiate addiction)の医療化に関する分析(第五章及び後記)においては、①医学的治療薬(万能薬)としてのオピオイド→②嗜癖の医療化→③オピオイド使用の犯罪化→④再医療化(メタドン・メンテナンス)→⑤医療システムと法執行システムの不安定な同盟→⑥エイズ問題をめぐる医学的アントレプレナリングとその失敗、という約100年にまたがるプロセスを、議会・最高裁・医療専門職・政府・科学技術的発見・公的な調査報告・プロパガンダ的な声明など、オピオイド使用に対する多くの社会的介入を対象に考察している。つまり、C&Sは、先の条件①を満たす、reaction水準に対して極めて包括的なアプローチを試みる研究であったと言えるだろう。

C&Sの社会学的貢献はこの他にも多岐に渡るが、本稿の文脈では、そのパースペクティヴの「動態」性と「歴史」性に注目すべきである。条件②・③に関わる点でもあるが、C&Sにおいては、「悪から病いへ」と逸脱定義が変化していく歴史的過程を明らかにする「医療化」分析を説得的に展開するために、こうした定義づけ(reaction)過程に参与する多くの社会的介入の営みのあり方とその歴史的変動を細かく描き出す、という方法論を採用していた。例えば、オピオイド使用の医療化/脱医療化プロセスの分析においては、厳格な取締り、薬物療法、メタドン・メンテナンス、地域クリニック、シナノンなど、薬物使用に対する広範に渡る社会的介入の動態的な相互関係性と、それらの歴史的展開過程が明らかにされている。C&Sの主眼はあくまで「医療化」の歴史的展開を明らかにすることにあつたにせよ、結果として、C&Sのパースペクティヴは従来のラベリング・相互作用論に欠落していた「reaction水準の動態的・歴史的変動」をその視野に納めることにもなったのであり、その意味で本稿が目指すパースペクティヴにとっても、極めて重要な位置を占めると思われる。

われわれは自分たちの研究を、過去20年のあいだに出現してきたラベリング・相互作用論者による逸脱の社会学の系譜に位置付けている。われわれが強調していることは、逸脱の定義の変化と歴史的な構築に焦点をあわせているという点におい

て、殆どの相互作用論者の研究とは異なっているのである。(Conrad&Schneider 1992: 16=2003: 30, 訳は一部訳書と異なる。以下も同様である)

しかし、翻って条件④によって示された、介入の下位過程(「介入/予防」と「介入/処遇」)を分析的に分節化する志向性は、C&Sではどのように取扱われていたのだろうか。現代日本において進行している薬物使用に対する社会的介入構造の変動が、この二つの下位過程をめぐって展開されているとすれば、本稿が目指す新たなパースペクティヴにとって、この条件は不可欠のものでもあろう。

こうした検討を行うにあたって重要となるのが、C&Sで最重要概念として用いられていた「医療化」の持つ位置¹²⁾である。言うまでもなく、C&Sでは、医療化の目的語(医療化される対象)として、特定の「逸脱」現象(薬物使用・アルコール使用・狂気など)を設定していたため、そこではあくまで、医療化の文法構造(構文)は、「オピオイド使用現象(O)が、次第に(歴史的に)、医療化or脱医療化(V)されていく」などといった形式として採用されていた。例えばC&Sは、オピオイド使用の医療化を検討する中で、1970年代～80年代の状況(メタドン・メンテナンスが治療処遇として重視されつつ、犯罪としてもオピオイド使用が禁止されている状態)を経験的に描出し、それを「法執行システムと医療システムの不安定な同盟関係」、「嗜癖の犯罪-医療複合的な命名/帰属」の成立の過程として把握している(Conrad&Schneider 1992: 144=2003: 270)。

しかし、こうした把握は、介入の下位過程の相互関係性(条件④)に注目する我々のパースペクティヴにとっては不都合なものといわざるを得ない。「介入/予防」「介入/処遇」の相互関係性を分析的に分節化した場合、上述の状況は全く別のものとして、つまり、「介入/予防」過程において法执行的介入(罰則という脅威による威嚇)が行われているのに対し、「介入/処遇」過程において治療的介入としての医療化が進行している事態、として把握され得るだろう。C&Sの把握は、医療化の目的語を特定の逸脱現象に求めたからこそ当てはまるものであり、医療化の目的語を介入の下位過程に設定した場合は、把握のあり方自体が変化し得るのである。

つまり、ここで指摘したいのは、先述した条件④を満たすパースペクティヴにおいては、C&Sのように医療化の目的語を「薬物使用」という特定の逸脱現象に

設定するのではなく、薬物使用の社会的介入(reaction)の下位過程(「介入/予防」「介入/処遇」)に基づいて設定しなければならないということである。C&Sにおいては、こうした視座が看過されていたため、薬物使用という特定の逸脱現象のある下位過程は医療化され、その他の下位過程は法執行化される、といった介入の下位過程の相互関係性をめぐる状況を経験的に描出していたにもかかわらず、それらを「不安定な同盟関係」「犯罪-医療複合的」として記述せざるを得なかった。介入の下位過程をめぐる「変動」を分析の机上に上げるためには、「不安定」「複合」性それ自体を記述し、分析対象として設定しなければならないのである。

もちろんこう述べたからと言って、「介入/予防」と「介入/処遇」の区分さえすればそれでよい、というわけではない。例えば、同じ「介入/処遇」過程においても、刑務所での矯正処遇と、コミュニティにおける福祉的処遇の相互関係性や、慢性中毒/精神病状態に対する医療的処遇と、その他の平常使用状態に対する強制措置(監禁やリハビリテーション)との相互関係性に関する変動分析は同様に重要なものである。こうした視点の必要性は条件②・③の「動的」「歴史的」分析の必要性から導かれる。「介入/予防」「介入/処遇」という下位過程の分節化(条件④)は、下位過程内部の様々な社会的介入の相互関係性(「動態性」「歴史性」と)相互補完的に、本稿のパースペクティブを構成するのである。

本章においては、社会学的薬物使用研究の主要アプローチである、ラベリング・相互作用論をより詳細に検討することを通して、本稿の目指すパースペクティブ

の条件を具体化してきた。まず、ラベリング・相互作用論が有していた「action水準における過程Cに対する眼差し」を再確認し、もう一つの特徴である「actionに対するreaction水準への眼差し」と対照させた場合、過程Cとは、過程A・過程Bを包含する「人々が薬物を使用し続ける過程」である以上、それに対応するreaction水準への眼差しとは「社会的介入の下位過程総体」に対する眼差しでもあり得ることを指摘した(条件①)。さらに、ラベリング・相互作用論に依拠する社会学的薬物使用研究であるC&Sに注目し、ここでは、reaction総体を分析の中に包含する視座を具体化していたほか、reactionとしての社会的介入に対して、「歴史的」「動的」に分析する視座が確保されていたことを確認した(条件②・③)。最後に、C&Sにおいては、「医療化」概念の目的語として「特定の逸脱現象」を設定していたために、介入の下位過程(「介入/予防」「介入/処遇」)を分析的に分節化できなかったことを明らかにし、C&Sの枠組みをさらに変更し、介入の下位過程間の相互関係性を分析の射程に組み込むことで、ラベリング・相互作用論のパースペクティブを土台にした社会学的薬物使用研究における新たなパースペクティブの条件を明確化した(条件④)。

最後に、こうした考察をふまえて明らかになった、「薬物使用に対する社会的介入(reaction)水準における近年の構造変動を射程に含み得るパースペクティブ」をわかりやすく図示して提示しよう(図4)。

6 「作法」としての「反-パースペクティブ」

本稿での検討によって導かれたパースペクティブは、

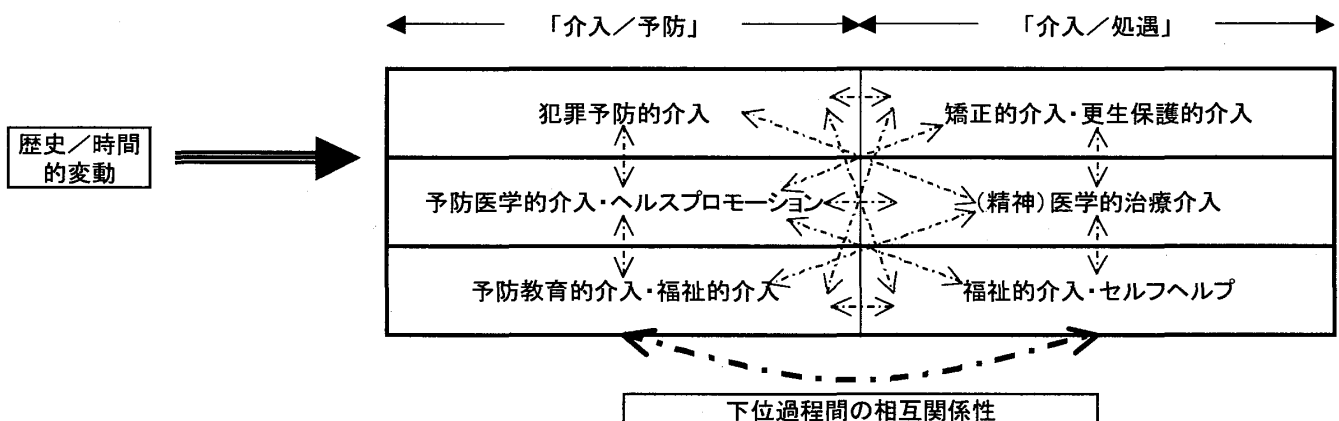


図4 社会学的薬物使用研究における新たなパースペクティブ

⇄ 動的相互関係性
 ⇒ 社会的介入の歴史/時間的変動

近年において注目されつつある、薬物使用に対する社会的介入(reaction)水準の「変動」(「ネットワーク／連携」を主要方法論として設定する「介入／処遇」の相対的上昇)に対して、社会学的観点から多面的な分析を試みるにあたっての一つの準拠点となるだろう。最後に、こうしたパースペクティブを実際の社会学的薬物使用研究に適用していくにあたっての「作法」として、幾つかの留意点を記しておきたい。

第一に、本稿で提示されたパースペクティブは、近年の reaction 水準における「変動」を分析する、という明確な問題関心に従って設定されたものであり、別様の問題関心に基づく、別様のパースペクティブの価値を否定／減殺するものではない。また、第二に、本稿のパースペクティブは、本稿と同様の問題関心に基づく、その他の社会学的薬物使用研究の可能性を否定するものではない。本稿での検討自体が、先行研究を中心とする学問的に開かれた批判的考察の結果、もたらされたものであることを鑑みれば、このパースペクティブ自体も批判対象として例外ではない。本稿の作業は、自己言及的に、本稿それ自体に対しても適応されなければならないのだ。第三に、それと関連して必然的に、本稿のパースペクティブは、常に再検討の余地に開かれ続けるものでもある。例えば、最も大切なこととして、このパースペクティブに基づいて行われる社会学的薬物使用研究自体の出来不出来が、常に批判的に検討されなければならない、ということが言えるだろう。実際にこうしたパースペクティブに基づく研究に対する厳密な評価を通して、パースペクティブ自体もその意義を問われるべきである。

本来、研究上のパースペクティブは、実際の分析・考察と併せて展開されるべきであり、同時に両者の関係は、互いが互いを精緻化し合うという再帰的關係であるべきだろう。つまり、本稿で提示した社会学的薬物使用研究の新たなパースペクティブは、実際の研究実践へと適応されなければ全く意味がない。と同時に、薬物使用に対する reaction としての社会的介入のあり方が多様である以上、それらを対象化していくパースペクティブにも、柔軟性と反省性が求められるのである¹³⁾。

こうしたパースペクティブは、決定性からは程遠いものであり、自らが対峙する経験的世界(研究実践・社会変動・薬物使用への社会的介入実践)による慎重な書き換えの可能性に、不断に、そして永遠に開かれ続けるのであれば、それはもはや「非-パースペクティブ」であり、「反-パースペクティブ」とさえ、呼び得る

ものと言えよう。経験的世界・問題関心・パースペクティブの絶え間ないトライアンギュレーションの中で再帰的運動を繰り返していくこと、実はそれこそが賭けられるべき最も重要なパースペクティブなのかもしれない。

(指導教官 広田照幸助教授)

*本稿は、財団法人社会安全研究財団平成16年度<若手研究助成>による研究の一部である。

[注]

- 1) こうした試みの全てを挙げることは不可能だが、薬物使用(action)の実態を歴史的に概観した近年の試みとして、和田清(2000a, 2000b)など。
- 2) 小沼杏平(2003)は、従来、薬物問題への介入においては、「依存者の治療体制」を考える二次・三次予防の視点が比較的不いがるにされてきたとし、永野潔(2000)は、「ダメ、ゼツタイ」「たった一度が命取り」「人間やめますか」など薬物の恐ろしさを強調し、厳しい罰則規定と併せた威嚇効果ばかりが突出してきた、とする。
- 3) 2003年に発出された「薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ」(薬物乱用対策推進本部 2003b)によれば、1998年の旧戦略以来、薬物使用者に対する治療、矯正処遇、保護観察処遇、地域における社会復帰支援、関係機関の連携態勢構築、使用者の家族に対する支援などが実践されている。
- 4) 「介入／処遇」の実践形態としての「ネットワーク／連携」については、平井秀幸(2004a)を参照。
- 5) 後段でとりあげるが、こうした問題を正面から対象化する研究として、薬物使用に対する「介入／処遇」の中で医学的介入が上昇してくる歴史的過程を分析した Conrad & Schneidetr(1992 = 2003)が挙げられる。
- 6) わが国においては、主に法務総合研究所や、行刑実務に関する諸雑誌を中心に、こうした行刑施設での処遇実態・処遇方法に関する研究が蓄積されてきた。また、更生保護に関しても、『更生保護と犯罪予防』『更生保護』等の諸雑誌や、いくつかの調査報告書における知見が蓄積されている。試験観察や少年鑑別に関する研究もこうした潮流に含めることができよう。
- 7) 例えば、力動精神医学的な治療・処遇技法に関する研究、精神療法・認知行動療法等、心理学的側面を重視した研究、作業療法の技法・技術に焦点化した研究、薬物療法や薬物置換療法など、オーソドックスな精神医学的治療・処遇技法に関する研究などが存在する。
- 8) こうしたシステム論的アプローチは、主に薬物使用者の家族に対する家族療法的アプローチの中で精緻化されており、何らかの個人を病理対象として設定するのではなく、個人と個人、個人と環境との関係総体へと介入していく点で共通性を持っている。薬物使用に対する治療論としてのシステム論的アプローチを概観したものとして、斎藤学(1999)など。
- 9) 例として、掛川明美ほか(2001)、山野尚美(2002)など。
- 10) 例として、近藤恒夫他ほか(2001)、など。

- 11) こうした学的情況がいかにして形成され、どのようなメカニズムのもとに維持されてきたのかについては、詳細な知識社会学／科学社会学的考察が必要であり、紙幅の限られた本稿においては、検討することができない。改めて別稿を期したい。
- 12) 本稿において検討する問題点の他にも、C&Sの「医療化」概念には、「医療化」概念を用いて経験的研究を遂行していくにあたって多くの問題点を潜在させていたと思われる。この点に関しては平井(2004b)を参照。
- 13) 本稿のパースペクティブに基づいた研究実践として、平井(2004a)。

[文献]

- 鮎川潤, 1988, 「薬物依存」『現代の社会病理学』: 61-73.
- Becker, H., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: Free Press. (=1978, 村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社.)
- Blumer, H. et al., 1967, *The World of Youthful Drug Use*, Berkeley: University of California Press.
- Cloward, R. A. & L. E. Ohlin, 1961, *Delinquency and Opportunity*, London: Routledge and Kagen Paul.
- Conrad, P. & J. W. Schneider, 1992, *Deviance and Medicalization (Expanded Edition)*, Philadelphia: Temple university Press. (=2003, 進藤雄三監訳『逸脱と医療化』ミネルヴァ書房.)
- 郷古英男, 1978, 「有機溶剤乱用について」『犯罪社会学研究』3: 125-143.
- 橋本龍太郎, 2003, 「麻薬禍にグローバルな試みを」東海大学平和戦略国際研究所編『ドラッグ 新しい脅威と人間の安全保障』, 東海大学出版会, xi-xv.
- 平井秀幸, 2004a, 「薬物使用に対する『介入/処遇』のあり方をめぐる社会学的研究」東京大学大学院教育学研究科2003年度修士論文.
- , 2004b, 「『医療化』論再考」『現代社会理論研究』14: 252-264.
- 掛川明美ほか, 2001, 「薬物依存に関する地域プログラムの検討 薬物依存家族教室の取り組み」内村英幸編『薬物依存・中毒者のアフターケアに関する研究』厚生科学研究補助金医薬安全総合研究事業総合研究報告書, 27-42.
- 近藤恒夫ほか, 2001, 「ダルク利用者の回復と社会支援のあり方」内村英幸編『薬物依存・中毒者のアフターケアに関する研究 総合研究報告書』厚生科学研究補助金医薬安全総合研究事業研究報告書, 53-66.
- 小沼杏平, 2003, 「第二次, 第三次の予防を」東海大学平和戦略国際研究所編『ドラッグ 新しい脅威と人間の安全保障』東海大学出版会, 116-138.
- Lindesmith, A., 1947, *Opiate Addiction*, Bloomington: Principia Press.
- Merton, R. K., 1957, *Social Theory and Social Structure*, New York: Free Press. (=1961, 森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- 永野潔, 2000, 「薬物乱用・依存治療と治療共同体・自助グループ」
- 和田清編『薬物依存』ライフ・サイエンス, 81-88.
- 野口裕二, 1996, 『アルコールリズムの社会学』日本評論社.
- 斎藤学, 1999, 「薬物依存と精神療法」加藤信ほか編『薬物依存研究の最前線』星和書店, 103-114.
- 佐々木光明, 1989, 「少年警察と有機溶剤乱用に対する法規制」『犯罪社会学研究』14: 129-141.
- 佐藤哲彦, 1996, 「日本における覚せい剤犯罪の創出—『逸脱の医療化』論の視角から—」『ソシオロジ』40(3): 57-75.
- , 1998, 「医学的知識の構成について—『覚せい剤研究』の転換—」『文学部論叢』60: 15-57.
- , 1999, 「ドラッグ使用者研究の系譜について」『熊本大学文学部論叢』64: 83-98.
- , 2000, 「ドラッグとともに生きる—薬物の『コントロール使用者』に関する調査研究—」『熊本大学文学部論叢』68: 39-65.
- , 2003, 「薬物使用の質的研究における説明と記述」『犯罪社会学研究』28: 82-95.
- Schur, E. M., 1965, *Crimes without Victims: Deviant Behavior and Public Policy: Abortion, Homosexuality, and Drug Addiction*, New York: Prentice-Hall, Inc.. (=1981, 畠中宗一・畠中郁子訳『被害者なき犯罪』新泉社.)
- 瀬川晃, 1998, 『犯罪学』成文堂.
- 田村雅幸, 1982, 「覚せい剤の流行と法規制」『犯罪社会学研究』7: 4-31.
- 和田清, 2000a, 「薬物依存—乱用・依存の歴史・現状と基本概念—」和田清編『薬物依存』ライフ・サイエンス, 5-20.
- , 2000b, 『依存性薬物と乱用・依存・中毒』星和書店.
- 薬物乱用対策推進本部, 1998, 『薬物乱用防止五か年戦略』.
- , 2003a, 『薬物乱用防止新五か年戦略』.
- , 2003b, 『薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ』.
- 山野尚美, 2002, 「薬物関連問題に関するソーシャルワークに関する研究」内村英幸編『薬物依存・中毒者の予防, 医療およびアフターケアのモデル化に関する研究』厚生科学研究補助金医薬安全総合研究事業研究報告書, 123-126.